



町内会の皆さんで



地域の森林を整備しませんか

近くの山が荒れている！
クマが出没
しないだろうか…

木が茂っていて
子供の通学路が薄暗い！
安全面が不安だ…

住みよい環境のために
森を綺麗にしたいけど…
誰にどんなふうに
相談したらいいか…



こんなお悩み、ご相談ください

町内会の皆さんで、地域の安全対策などのために
「周辺の森林を整備する」取組をお考えの場合、
市にご相談ください。
市が所有者に代わり、繁茂した森林の整備を行います。
町内会の皆様には、整備の効果を維持するため、
10年間の保全管理(※)を行っていただきます。



※ 市が森林整備を行った後、町内会及び森林所有者が、市と「盛岡市集落周辺里山林整備事業による保全管理協定書」を三者で締結する必要があります。整備完了後10年間は、町内会等により、対象森林の下草刈りや倒木処理、侵入竹の除去等、適切な管理をしていただきます。
(例：町内会等の行事として定期的に実施、外部事業者への作業委託など)

お申込み・お問い合わせ先

本事業は森林環境譲与税を活用しています

盛岡市農林部林政課

☎ 019-626-7541

＼ 詳細はホームページにも掲載しています ／

盛岡市集落周辺里山林整備事業



事業名

盛岡市集落周辺里山林整備事業

事業概要

市域内に存在する集落周辺の里山林を市、町内会等及び森林所有者が協働して森林整備・保全管理を行うことにより、集落周辺における倒木被害防止や有害鳥獣被害防止、道路の安全通行等の地域の安全推進を図るもので

申込期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

申込方法

「盛岡市集落周辺里山林整備事業実施要望書(様式第1号)」に必要書類を添えて、

【申込窓口】 盛岡市農林部林政課林政企画係

〒020-8531 盛岡市若園町2-18 盛岡市若園町分庁舎5階

まで郵送又は持参してください。

当該要望書は、市公式HPに掲載しておりますが、林政課でお渡しすることもできます。

実施条件

以下の条件をすべて満たす必要があります。

⑤の条件については、町内会等から御相談頂いた後、市が確認します。

- ① 町内会等からの要望であること(森林所有者個人での要望は不可)
- ② 町内会等が森林所有者を把握しており、所有者が本事業による森林整備の実施に同意していること
- ③ 町内会等及び森林所有者は、市による森林整備の実施後、市との保全管理協定に関する三者協定を締結し、協定の内容を遵守すること
- ④ 整備を行う森林が、過去に他の事業により実施した森林整備に係る国、県又は市町村との協定、条件及びその他の規定等に抵触しないこと
- ⑤ 森林法第5条に規定される森林の整備面積が、本事業により一体的に整備される森林の全体面積の7割以上を占めていること

※ 住宅や社屋の敷地内や寺社仏閣の敷地内、管理者のいる公園などに生育する樹木の整備は、本事業の対象外です。

※ 森林整備を実施する面積の制限(上限/下限)は設けていませんが、予算や効率的な整備等の観点から、現地確認等を踏まえ、整備面積を調整する場合があります。

保全管理に関する三者協定

森林整備完了後10年間を協定期間とし、町内会等、森林所有者及び市の三者で「盛岡市集落周辺里山林整備事業による保全管理協定書」を締結する必要があります。

当該協定に基づき、町内会等の皆様には、対象森林の下草刈りや倒木処理、侵入竹の除去等の保全管理活動を年に一回以上行っていただきます。

(例:町内会等の行事として定期的に実施、外部事業者への作業委託など)